

「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」に寄せられた御意見

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>地方議会議員の年金について、受給権発生時より受給している年金額が、物価変動率を基準として改定された年金額を上回る場合、従前額が保障される仕組みだが、これは制度変更に伴う経過措置としての性質を有する仕組みであると思われる。したがって、この仕組みは今後廃止の方向で検討すべきである。</p>	<p>地方議会議員の年金の額は物価変動率を参酌して改定することとされていますが、現実には、基準日（昭和37年12月1日）におけるその地方公共団体の議員報酬額に毎年の物価変動率を乗じた額が、受給権者の年金額を超える場合にはじめて増額改定することとされています。</p> <p>上記によって過去に物価上昇の際に年金額を改定された者については、増額改定の恩恵を受けてきたことから、その後物価が下落した場合には、減額改定を行っているところです。しかしながら、今まで一度も物価上昇による増額改定の恩恵を受けてこなかった者については、増額改定の恩恵を受けてきた者との均衡を失しないため、物価下落時には減額改定を行わないこととしています。</p> <p>なお、この仕組みは、地方議会議員の年金額の改定が、物価変動率に基づいて行われることを前提したものであり、制度変更に伴う経過措置としての性格のものではありません。</p>